

株式会社TOK  
生産管理部門 宛

記入日 年 月 日

## 化学物質に関する適合保証書

当社は、株式会社TOKに納入する全ての製品・部品及び副資材について次の内容を保証します。

### ■使用禁止化学物質の非含有と管理対象物質の適合性

- ・株式会社TOK環境化学物質調査資料における「A使用禁止物質」は非含有です。
- ・REACH規則へ準拠しています。

(適用対象外、許容量、閾値は、当該法令・規制要求事項および環境化学物質調査資料による。)

### ■事前連絡

次の場合（および次に類する場合）、速やかに株式会社TOKへ連絡します。

- ①化学物質・組成・構成物質・材料に関わる変更を検討する場合  
→「環境関連4M変更申請書」にて連絡します。
- ②化学物質・組成・構成物質・材料に関わる変動・変化が予測される場合  
→口頭および文書にて連絡します。
- ③新たな知見等によって、化学物質・組成・構成物質・材料に関わる変更事項が発生した場合  
→口頭および文書にて連絡します。
- ④ECHA（欧州化学物質庁）から公表されるSVHC（高懸念物質）候補リストの物質が含有となる場合  
→口頭および文書にて連絡します。

\* 補足（SVHC候補リストの最新情報について）

頻繁に更新されるので、月一度はチェックして下さい。

- ・最新情報：ECHAのウェブサイトをチェックして下さい → [ECHA Website](#)
- ・参考情報：日本語情報は、環境省や経済産業省の発表、関連サイトでチェックして下さい → [日本語情報](#)

会社名 : \_\_\_\_\_ 印  
連絡先 : \_\_\_\_\_  
担当者 : \_\_\_\_\_ 印  
代表者 : \_\_\_\_\_ 印

●化学物質の分類と当該法令・規制要求事項一覧表

A 使用禁止物質

A-1	オゾン層保護法・モントリオール議定書に定める特定物質及び指定物質
A-2	土壌汚染防止のための使用禁止物質
A-3	大気汚染防止法の特定粉塵
A-4	化学物質の審査及び製造法の規則に関する法律の第一種特定化学物質（化審法第一種特定化学物質）
A-5	労働安全衛生法施行令の製造禁止物質
A-6	RoHS指令対象化学物質
A-7	TOK指定禁止対象物質

B 削減対象物質

B-1	米国 PFOA 自主廃絶プログラム
-----	-------------------

C 管理対象物質

C-1	化学物質の審査及び製造法の規則に関する法律の第一種監視化学物質（化審法第一種監視化学物質）
C-2	TOK指定管理対象物質
C-3	REACH規則 ECHA（欧州化学物質庁）公表の認可のためのSVHC候補リスト

●RoHS指令

\* 邦訳規制名称：電気・電子機器含有特定危険物質使用制限（RoHS）指令

\* 閾値と適用除外、および許容値

物質名	①規制閾値	②規制適用除外 (ANNEX の TOK 関連)	③その他要求による許容値
カドミウム／カドミウム化合物	100ppm		樹脂 : 5ppm 未満 金属 : 100ppm 未満 包装材 : 100ppm 未満
鉛／鉛化合物	1000ppm	鋼合金 : 0.35wt% 以下 アルミ合金 : 0.4 wt% 以下 銅合金 : 4 wt% 以下	包装材 : 100ppm 未満
水銀／水銀化合物	1000ppm		樹脂 : 含有なきこと 金属 : 含有なきこと 包装材 : 100ppm 未満
六価クロム	1000ppm		樹脂 : 含有なきこと 金属 : 含有なきこと 包装材 : 100ppm 未満
ポリ臭化ビフェニル	1000ppm		
ポリ臭化ジフェニルエーテル	1000ppm		

優先順位：③>①②（該当する数値が重複する場合、③が①②に優先する。①と②は両立するもの。）

●REACH規制

\* 概要：化学物質の総合的な登録、評価、認可、制限の制度。

SVHC候補リストの物質が対象製品に0.1 wt%を超える濃度で含有される場合は、川下使用者に対し情報を伝達する義務がある。